



代理人からの開示等の請求の場合は、代理人であることを証明する書類、および代理人に関する以下のいずれかの文書をご提出ください。

- a) 運転免許証、パスポート等の写真の写し（代理人の名前・住所が記載されたもの）
- b) 住民票の写し（開示等の求めをする日の前 30 日以内に作成されたもの）
- c) 代理人が弁護士の場合は、登録番号のわかる書類
- d) 本人による代理を示す旨の、委任状

==== 以下 弊社使用欄 =====

回答できない理由

(1)A. 3. 4. 4. 1 のただし書きに相当 （保有個人データ等ではない）

- a) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- b) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

(2)A. 3. 4. 4. 4 のただし書きに相当 （利用目的の通知ができない）

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- d) 取得の状況からみて利用目的があきらかであると認められる場合
- e) 当社ホームページに、既に保有個人データ等の利用目的を公表している。

(3)A. 3. 4. 4. 5 のただし書きに相当 （開示することができない）

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合

(4)A. 3. 4. 4. 6 において、訂正、追加又は削除を行わない場合

- a) 訂正等が必要ではない場合（評価等に関する情報など）

(5)A. 3. 4. 4. 7 のただし書きに相当 （利用停止等の請求等に応じることができない）

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合で、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講じるとき（代替措置は 1 面にて回答します）
- c) 法令に違反することとなる場合

■手数料（利用目的の通知、開示請求の場合のみ）を金融機関からお振込される場合の口座は弊社個人情報保護担当者へお問い合わせください。

※ 振込手数料はご本人負担でお願いします。

以上